

議案第75号

取手市小堀の渡し運航条例の一部を改正する条例について

取手市小堀の渡し運航条例（平成12年条例第59号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，小堀の渡しの利用料金の額を見直すため，本条例の一部を改正するものです。

取手市小堀の渡し運航条例の一部を改正する条例

取手市小堀の渡し運航条例（平成12年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(利用料金)</p> <p>第4条 利用料金は、次の表に掲げる額とし、乗船の際利用者から徴収するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">利用者</td> <td>中学生(これに相当する者を含む。)以上の者 1回の乗船につき <u>200円</u></td> </tr> <tr> <td><u>小学生(これに相当する者を含む。)</u> 1回の乗船につき <u>100円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自転車及び原動機付自転車</td> <td>利用者1人につき1台まで無料 2台目以上 1回の乗船1台につき <u>200円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、無料とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小学校就学前の乳幼児</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	種別	利用料金	利用者	中学生(これに相当する者を含む。)以上の者 1回の乗船につき <u>200円</u>	<u>小学生(これに相当する者を含む。)</u> 1回の乗船につき <u>100円</u>	自転車及び原動機付自転車	利用者1人につき1台まで無料 2台目以上 1回の乗船1台につき <u>200円</u>	<p>(利用料金)</p> <p>第4条 利用料金は、次の表に掲げる額とし、乗船の際利用者から徴収するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">利用者</td> <td>中学生(これに相当する者を含む。)以上の者 1回の乗船につき <u>100円</u></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自転車及び原動機付自転車</td> <td>利用者1人につき1台まで無料 2台目以上 1回の乗船1台につき <u>100円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、無料とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小学生(これに相当する者を含む。)</u>以下の者及び70歳以上の者</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	種別	利用料金	利用者	中学生(これに相当する者を含む。)以上の者 1回の乗船につき <u>100円</u>		自転車及び原動機付自転車	利用者1人につき1台まで無料 2台目以上 1回の乗船1台につき <u>100円</u>
種別	利用料金														
利用者	中学生(これに相当する者を含む。)以上の者 1回の乗船につき <u>200円</u>														
	<u>小学生(これに相当する者を含む。)</u> 1回の乗船につき <u>100円</u>														
自転車及び原動機付自転車	利用者1人につき1台まで無料 2台目以上 1回の乗船1台につき <u>200円</u>														
種別	利用料金														
利用者	中学生(これに相当する者を含む。)以上の者 1回の乗船につき <u>100円</u>														
自転車及び原動機付自転車	利用者1人につき1台まで無料 2台目以上 1回の乗船1台につき <u>100円</u>														

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。